



国立国会図書館 石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

石城志序

古之為地志者蓋詳其山川風氣土地之
所出民俗之好惡以及名宦賢士之偉績
美行與世代之變遷事物之沿革將以供
經世之用是故為政者有取焉惟昔
大東在昔先王詔撰奏六十六
州風土記與國史律令格式藏諸天祿石
渠之府以為經世之大典後遭板蕩之運



古籍散亂僅存六發之餘而數百年風土
之記無繼而修之者則遺文逸事湮滅不
傳於世也誓古者憾焉

今代聖明文運方興修舉舊典不無其人
然而山城國史一二編之外寥寥乎布聞
者豈不以世代久遠文獻不足徵故耶於
寓于家於博津好古而博隱于匡常蒐輯
鄉里遺事錄為十二卷名曰石城志蓋依

舊名也頃上邑氏為之請序於余繙閱其
書則上下千有餘年地理人事之變遷神
祠佛宇之興廢及他名區陳跡故事遺文
巧藝珍器物產之品彙民俗之歌謠九關
係博津者無不備舉備載焉而鄉人有一
善之可稱必謹錄之以勸將來其而徵其
嗚呼是書也其於誓古何不足徵耶亦可
以補地志之闕而蒞事者或有取焉且聞

於高子之著此書也息元貫與有勞焉余
既重上村氏之請而私嘉於高父子之好
古而慕述克成其功於是乎題數言於卷
端云再

明和丙戌臘月一日

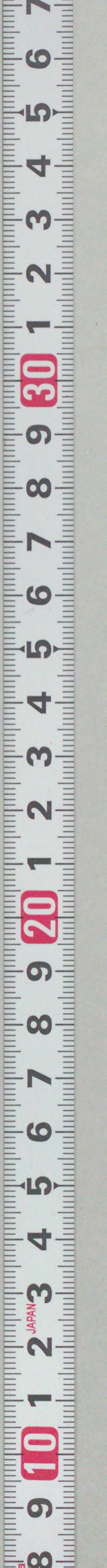
草江散人安惟允題

凡例

一 博多小姓古より唐宋之明小至多し唐士船の往
来の中且遣唐使及び僧徒海商の事を記す
より洋文開くべき事航の事殊に繁栄の盛なり
しを記すこと世に傳ふるべき古籍とあるは古
へ乃ち其の遺存の事蹟をよき事記すべし
まゝに小貝原左先生宛前續風土記の編述あり
しより博多の事蹟を殊に詳分りて記すべし

夫ハ其物カシコシマシ此書最丁寧及覆カレ
〜一邑一縣の瑣細カシコシテ一撮テモ其
今此編ハ固味本標本カシコシテ其ノ傳テホ
ツカシテハモトモカシコシテ輯録一ツカシコシテ
兎園の冊子カシコシテ府志のタガハモトモカシコシテ
其ノ罪少カシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ
ハモトモカシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ
一 予モ一ツカシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ

予実常に見聞シ〜と多ク遺忘〜引據博
〜且固味本標本のタガハモトモカシコシテ
一 世人の多ク求メテ其ノ亦カシコシテ一日原田
信博多行予カシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ
〜故事古蹟カシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ
記の外徴カシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ
古記カシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ
没〜カシコシテ其ノ亦カシコシテ其ノ亦カシコシテ





一 寺社の傳記多くいよらるゆへに味言に難きもの

あり此故に今續風土記並に縁起並に攝子記

等又俗談小説等も同採用して是れを載せり

とて其の正ゆへに辨るるものあり

一 此の編に凡例に其門数の多しもの多し

ゆへに讀人が一考(考)のゆへに

一 博多記古説に遺るる俗文郡傳等三年の

かゝるものありて此等理に亦通曉し難きものあり

ふと故に此編の部属のもの並に其文の改め

にせり

一 予素より世務に汲々として東西奔走し博多の

筆想に託しむの余力ゆへに於て前記の古

書古記を採索して元書あり且幼より見

て一聞してあるものありて其口授して其

編録してむね又その辨るるもの

十三年の博多對一問答詢謀丹(問答詢謀丹)ゆへに改

の五十年の経て編み成りて致す十二卷を七門
に分ちて抄録し便りしむ又校書に凡そ庶民
のしるべき事柄を採りて生かすに事ありしを
亦とりて其賤賂の問を偷りて其採りて其問
に専らしむるに福の易なりとて其採りて其
りかまひて其採りて其採りて其採りて其採り
て其採りて其採りて其採りて其採りて其採り

此

明和二年春三月

石城府 治部卿 教人 講書

博多古図并新図

今枚の原本の古説は遠の記より博多は

島小別本あり云福壽山乃島より博多の境内

中一唐浦より今福岡の六丁通乃ありと云

とあり予嘗て其別本あり其本を伝へし

しる事なむと云ふ彼の唐浦一浦を

庄浦がく唐庄の字形相似なる年考の文

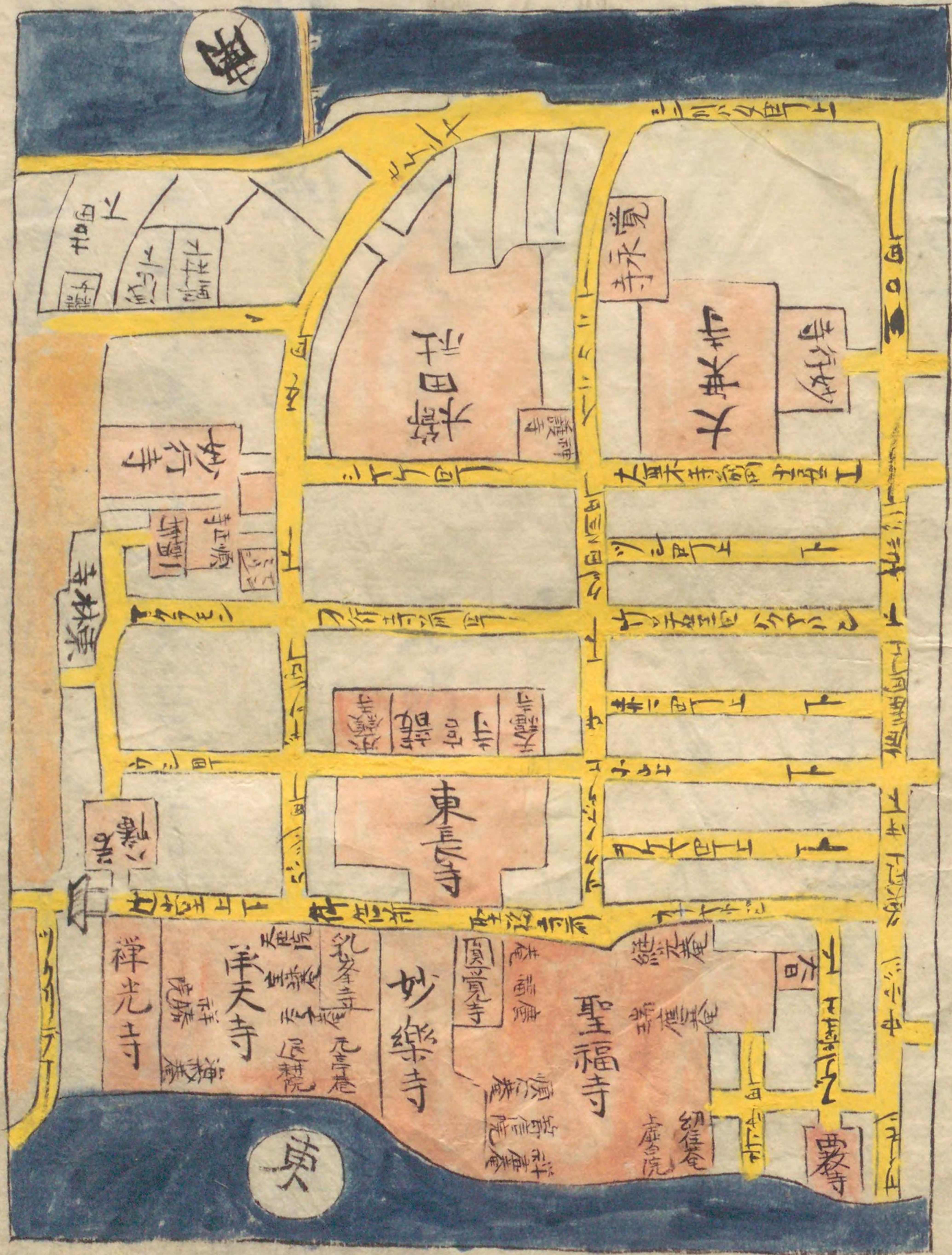
ハ續考の誤りか云ふ



Faint bleed-through text from the reverse side of the page.







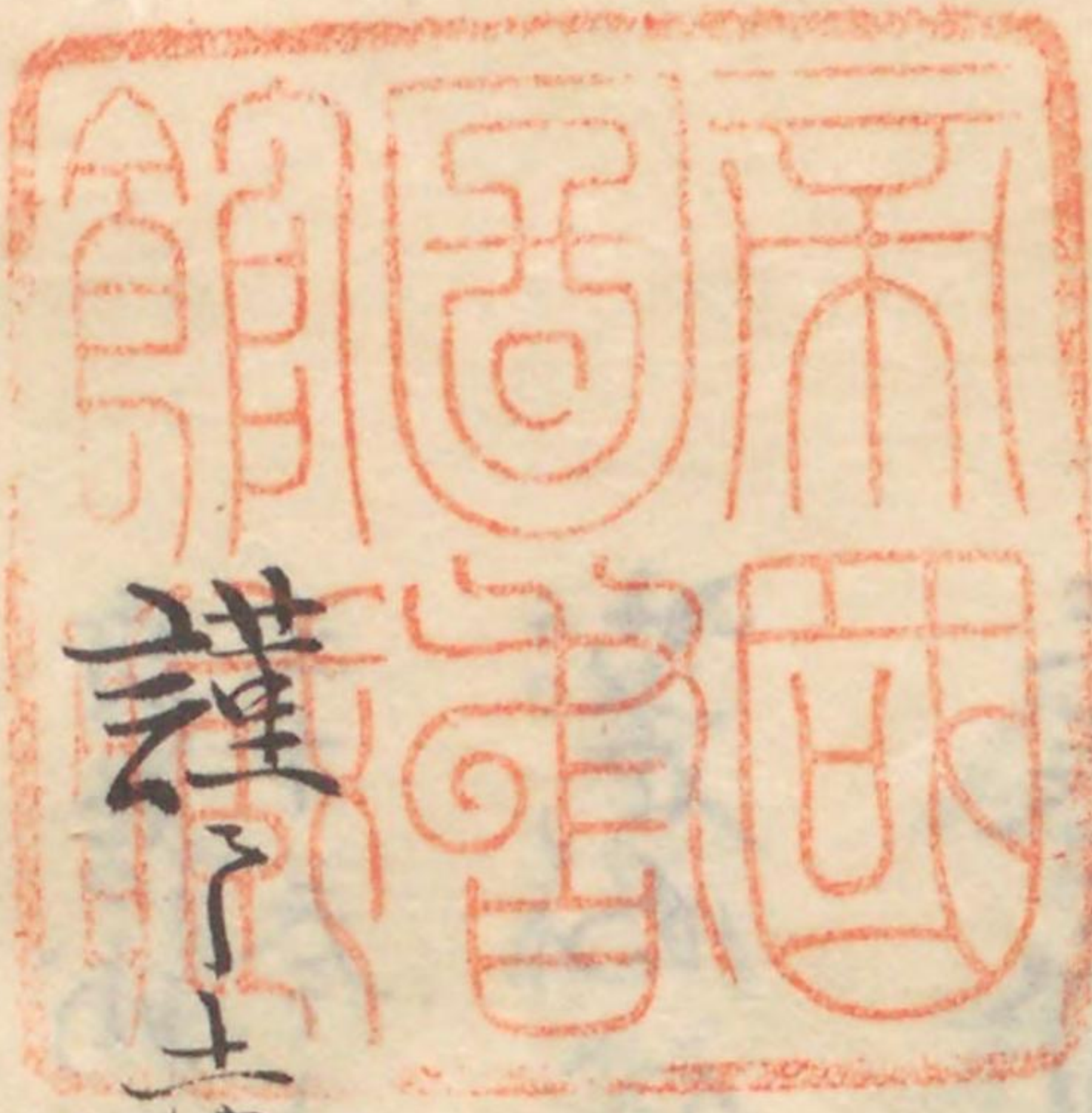
石城志卷之一

津田元鶴 校定

男 元貫 編録



地理上

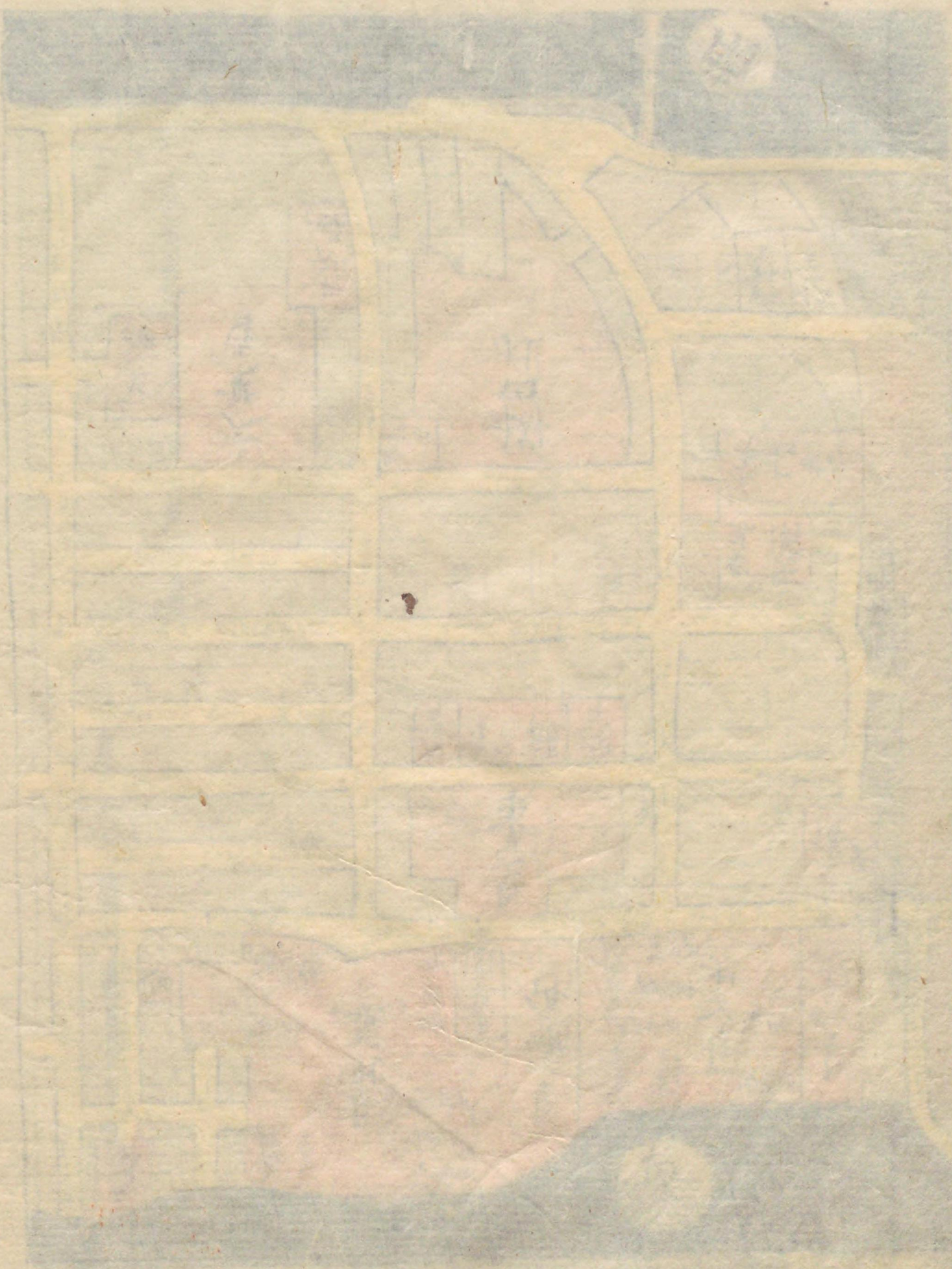


謹了方々人王四十二代 元明天皇和銅六年夏五

月諸州小詔一々其國の風土記を作すものなり

後世 王室の衰へ其書を秘す者多し惟り或は放散

し終つて其の流布を記すこと甚しき事あり



今存する。新撰小治政の世に後二州の馬呼備むるの書
凡そ記の事々々亦全本あり

あふまや然るや之録乃ひりし 國君 綱文と儒臣

貝原篤信の著しし凡前續風土記一冊十八卷

後補ありし 摺集ししものありしより北志再の詳盡

著めたるものありし誠の不朽の盛なりと云へし且

三卷那珂郡博多の事日本後記四 嵯峨天皇

仁五年冬十月庚午太宰府言新羅人等及古

等二十六人漂着凡前國博多津河其末中遠

風化し博多の事乃國史に記するものありし

博多の事ありし其の事のいふ所の事ありし

今博多博多古未唐土船乃事一處より太宰府

中より其間上代太宰府の事ありし博多

と云ふものありし續日本紀の 仁明天皇元年新羅の

人凡前大津の事ありし大津博多の事ありし

三代實録十六卷 清和天皇十一年十二月太宰

府權少貳以上宿禰隨守奉りし口謹く檢する

博多ハ昔海國輻湊の津故國式衛の要ト云
又貞觀十一年六月十日太宰府言去月二十日夜
新羅海賊者艦二艘來博多津同十二年二月八日
香雄宗信亦ハ勅使云々。其書又ハ去年六月
乙未太宰府上言云々。新羅賊船二艘筑前國
那珂郡乃荒津來到未天云々。今按ハ前ハ博多不
あり後ハ荒津トあり博多ハ荒津一語ニ云々
云々のハ博多ハ同云々。又ハ古津荒津ト云々
乃船の云々云々。乃ハ梅菴集
中送越之世史ハ序云々。詩序云々。越之世史ハ石城人其
長有鳥津有十里。註云石城郡筑前博多也
鳥津又云冷泉津。又ハ度土の書ハ博多ハ沙
霸之島。花旭云。八角島ハ書ハ其ハ別ハ名
ハ云々。ハ博多ハ和名ハ沙洲云々。の云々書
ハ海東諸國記中ハ博多ハ冷泉津ト稱。又
石城府云々。日本ハ上世云々。云々

警固新解

申請中文事

言上

新来唐船壹隻子細状

右件唐船今日酉時筑前国那珂郡

博多津志賀島前海到来

者任先例子細言上如件以解

長治二年八月十日

鎰田言任

本町並興代所麻惟助

長治人王七十三代 延川虎の年号より右の記し

唐船入津の時

警固新解

明の書之儀

あり高船の集り

花地花地の津

津分

地方唐船

河津



相込ぬくは貨物或は仰り或は鉄石中厚はあつたる
さるがし書りさるる此博多津は往古唐土船の往
とゆふゆふの日本國とも各其工物或はさる
ゆ集りるさるる交易せし故に民生日用の宝庫なり
とゆふゆふが九州二流は博多の一都令とてさる
集りる業の資用は買廻り此故に市中終日人衆の
ゆふ福安はゆふき南は往きゆ海り北は海へ向ひ那太
乃女辰志等ゆ唐土能古浦かゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
と海面の深究りや今も世國乃商船多し聚り三
方ハ北唐土中ゆ一は唐國ゆ通りゆ然中南ハ唐土
乃地長くゆゆき肥前筑後豊前豊後ゆ通りゆ往
来船多し一河那珂川あり東ハ石巻川あり市の中
小川細き乃民軒ゆ並へる入門の建群^{イナクラ}ゆ川ゆ
貨多し^{ツカ}民生日用の食貨多しゆゆゆゆ且土守多利
亦多し一海^イ四方輻湊乃地ゆ一は天府の地ゆゆゆ
一は此の南北の中ゆゆゆ往古東西ゆ通り入海

の星のついでに...の旗は風を翻る...
 河十金軍の...
 今歳...
 哭...
 中...
 何...
 板...
 く...
 庫...
 倒...
 夕...
 人...
 諸...
 一...
 一...
 一...
 一...



太宰府の...
...
又うらやま博多...
...
政軍の...
...
乃船...
...

成船...
...
...
...

小本園...
...
...
...

杜世忠何文著...
...
...
...



下ノ將ノふかたに又荒木の治めなまありし船を
擇ん^{エラ}て三ヶ所を^{エラ}船のこりし若くは船かきんせり
かくきりし人計り張るる人々を大
船かきりしものおのりし船を修るる人計りし
しるる人官軍におのりし人計りし政事
は船かきりし人計りし人計りし人計りし
那珂川の舟かきりし人計りし人計りし
一は船かきりし人計りし人計りし

船かきりし
人計りし

命一と文取の事世に出入りし人の治ま^レし事と云ふもかあ^レし政
令一と後世に^レし事と云ふもかあ^レし政令
此の事其の大^レ船かきりし人計りし人計りし
船かきりし人計りし人計りし人計りし
殊に令取やむか^レし人計りし人計りし
天文十七年中博多をよ^レぬ永禄十二年五月十三日
船かきりし人計りし人計りし人計りし
大かきりし人計りし人計りし人計りし
下り相續たる人計りし人計りし人計りし
しるる人計りし人計りし人計りし



右佐と云々其の國を治るは其の長である。かまの
くかりいし。又其の前大いなる御業の世に神澤の
入海より南の海に渡りて早し。大いなる波に沖
流り大いなるの鐘なり。いし。海東諸國記の傳
多の者氏も余も亦大いなるの鐘なり。いし。
或西南四百余里大いなる東北の金も。いし。此海東
諸國記の朝鮮人の年記は。成化七年の成り。いし。
乃文徳三年の。いし。此の記は。いし。

其の長大いなるの世に。いし。全盛なり。いし。
其の長天正三年大いなるの龍は。いし。
又其のあり。いし。又其のあり。いし。
今天正十四年。いし。又其のあり。いし。
天正十五年春三月。いし。
臣秀吉は。いし。九州の
下向の。いし。降り下



天保十一年三月三日

博多の北見のりく南宮船

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

博多の町

休まぬ人 中界 右長谷寺 又関白孫花分口
 いふ人の御年の言しつゝ國々々々人其長向乃
 休ま陣屋より正務かへ脱こしきと又出さる
 一おしこびりとも信より
 月夜白
 志月よしの序は流しき言の荷上様
 三よのち乃志事のみ月作 宗及
 関のちめ内より白言
 工様
 此の傳多の者もよきとせりしむる各々の
 うびへの上様はまがらん然と
 九傳多の往古と考成り伝景の部中より且太言寺府の
 通る路をまじ北の外西面より東西の横とせり南の
 方の外郭の橋二十間余の濠はなまり瓦田乃西南

乃隔よりけあもの東の至る。さながら南方の要害の國の
 とす。其土は今もあつて、ウツギ白行石房を繼ツグ廣くは
 一人ほつてゐる。居かまはる。三芳州塔とて、ウツギそ
下文三芳州塔の跡のあつた又西面の廣くむらゝ尾田の門
しつゝまゐる。ウツギ三芳州より社乃廣き。南北の通るあり。ついで川の程や
 押もきり。又その川のその片原町乃ゆあり。博多
 の南方の門なるも。形は今も。矢倉の門とて
其々のこゝはまゐり ウツギ三芳州 三芳州の此國分二再島
 のあり。春の人の故言はる。川社。南北の縦
 と。一は屋の屋とて。屋完とて。多し。人住まはる。且
 此本町とて。縦田九九あり。芳太。皇年二の通。一且
 又唐船のこゝ。海山の通る。ある南北の屋の廣く
 一。か。一。東西の橋と。一。完と。橋く。多人を
 橋之。長政。福岡の海の家。東より。東西の外部。橋の
 大門。ひ。博多より。石。出。博多の門。橋の
 其。他。國。往。來。の。通。路。なり。博多の門。橋の。

東雲下横田をまじり舊のふりつ幅林一帯をま
つこのこゝ絶えぬは経年傳多の町に三のひら
再びせよおのこゝにせよ一本は三三三の
かみのほろ屋定むるに五人ありまゝの
且長世はよきものなり一ふりてよきは
近きものにはよきをまゝに集りて
むのよきものにはよきをまゝに集りて
よきものにはよきをまゝに集りて

此のあはれは長政此國が邦を治るの
は長政五年よりこのよき四十九年なり
ハ長政がかりぬ土地を又遷すの速なる
天文二十一年より今之録十三年より
中がりぬ且長後方々長徳風俗は九州
後の二府のよき妙はなげきなり又且長
肥前の平ヶ原のよき長徳は大的及び
すは又且長のよきなり天正十五年

小島國城跡より一博多小島一唐船のほき
那名徳の地より入多く京畿七國乃人集り唐
手田をまはして餘りまへり一博多を准系をへり
博多に領ありて國政一移りてはるる一博多に
盜分罪人通此の例教とてなかりしよりりり
妙多のりりり一修正郡乃乃其代はるる一博
博多の領ありて是長年中 東也神三右一博
田上政の跡より一博多の例はるる一修正郡乃博

多の代はるる一博多の領ありて是長年中 國三の
有のりりり一博多の例はるる一修正郡乃博
五斗七も一博多の領ありて是長年中 初め博多
為軍の領ありて 長政の領ありて一博多の領あり
まはるる一博多の領ありて一博多の領あり
乃はるる一博多の領ありて一博多の領あり
此は余一博多の領ありて一博多の領あり
こより博多の領ありて一博多の領あり

考陰小傳ノ 本書大ニ云ク 禮節ノ事

定 况可國傳多律

一 尚律ノ於テ 諸國諸中 一切ニ可カシク

一 地子 諸國ニ 是行ニシ

一 日本國律ノ 浦ノ於テ 尚律 船自能 控辰

雖者ニ 遠近 妨石ノ 事

一 宣詔ノ 論在 仕者 不及 理非 双方 可成 致中

一 進ノ 事ニシテ 此節 本書 停止ニシ

一 出火 廿八 且云々 人 可成 致事

一 在政ニ 多難者ニ 尚律 可令 是行中

一 於律ノ 法 給人 定カ 持多 石ノ 事

一 押買 振務 停止ニシ

右條ノ 若 違犯ニ 事 於者ニ 云々 勿シ 必 兩 裁

科ニシ

天正十五年六月日

提

今更方物園に部を仕り國の海道
 西其外軍物陣を置く地下人石
 性木を以て令遊散す一の曲り
 一の田かき如き未三商買の仕り陣
 一往還法人或持買持賣或記物
 一振舞陣一の一錢切其外振舞は
 一其の法を一の法に法買者也

天正五年二月廿日

定

- 一軍物於其方北記物振舞陣一の一錢切
- 一於陣を出入を務まらざるもの
- 一出入自然屋電しもの其主人一の曲り
- 一其の
- 一其の

右條ノ君於遠近如軍者之忽之被之者
科考也

天正十年二月 日

定 筑前國博多津

- 一 往還ノ車一石おちんのりまゝ人ノマシ
- 一 此ノニ又客ニマシ一家ニマシ
- 一 切ノマシ切ノマシ
- 一 町人ノ往對一非ノマシ一錢切ノマシ

右條ノ於遠近如軍ノ捕ノ上ノ可ノ如ノ
罰ノ君見後ノ後ニ日ノ以後ノマシ

文禄二年二月 日

右條ノ在宗尼ノ市中ノ後ノ行ノ如ノ又
多ノ再思あり一由ノ再奉書ノ日

今更ニ依月往來多ノ再思ノ後ノ被町人
還往ノ車何ノマシ及ノマシ

余る云 作出一卷の...
石田屋下少雨
三或判

大谷刑了少雨
三或判

卯月市三
大谷刑了少雨
三或判

安國寺
惠瓊判

龍造寺家了少雨

原田輝正少雨

三花正正少雨

宗像才露飯

今也...天正十一年の事か...
右の本書...
藤原...
左の...

...
又遠...
又...

...
...
...

...
...
...

...
...
...

謹言上付

一今...
...
...



厚く存す

一 去夏 以下向 刻宗 皇御 不入 候 迄 御 付 申

後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

外 至 津 内 様 へ 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 津 内 化 候 事 御 付 申

殿 様 下 向 也 御 付 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

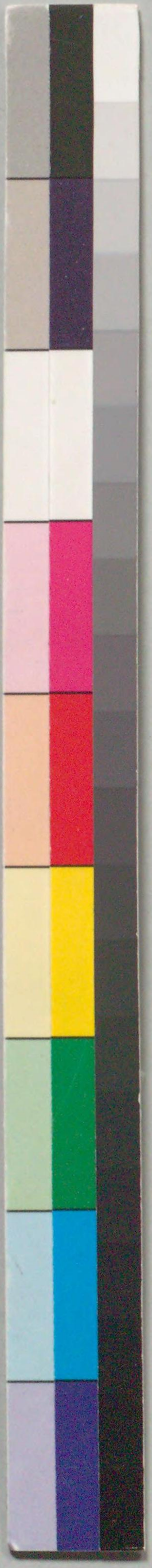
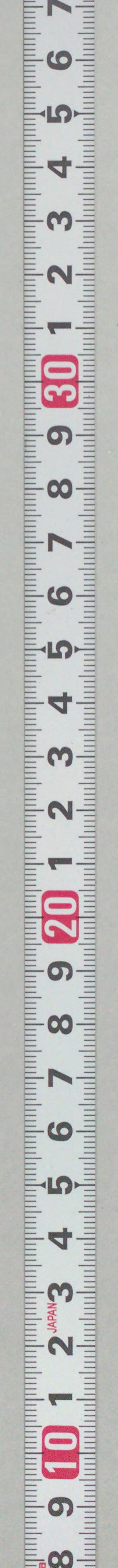
一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申

一 上 洛 後 伏見 公 皇 宗 御 書 申 下 候 事 御 付 申



此法然とせしむるの一事は、
おし越中ぬは、虎言一、
し、殿様と書り、
おし越中、
おし越中、
おし越中、
おし越中、

十一月三

傳多津中



十石物

今、
十五、
國、
秋、
ま、
長

故石田はるの浦三岐の代官にあらはれし三年
 の河國政を以てしるに今も國中
 小川に記の法津又まはるにあらはれし殿所と
 して今もあらはれしに樂の代官にあらはれし
 長政の年三月 東國の代官にあらはれし
 再びは國の代官にあらはれしに今も國中
 故に天下の代官にあらはれしに今も國中

ありしに東國の代官にあらはれしに今も國中
 平にあらはれしに東國の代官にあらはれしに
 今も國中の代官にあらはれしに今も國中

東國の代官にあらはれしに今も國中
 二つに東國の代官にあらはれしに今も國中

長政の代官にあらはれしに今も國中
 功なり政の代官にあらはれしに今も國中

二田武蔵守の事... 衆は按ずるの... 臣民の事... 後約を守り民乃非... 故國の事... ぬ二度長年中... と律すは... 民の事...

ゆい... 如水... 九州... 多... 用... 長... 制...

淀

一 高... 停... 止... 又... 白... 証... 事... 仕... 者... 双... 方...



〜に押さつぬ町奉行の〜に在り

一 火用心堅一の〜に火出〜の〜

一 一が〜の〜賃仕百文〜の〜

一 金銀〜行〜の〜

一 別所〜の〜

一 國中不仕〜人抱〜

可至事

一 不仕不存〜若〜

一 何〜の〜

一 一〜

一 人〜可〜

一 一〜

一 一〜

一 一〜



一傳馬送又々奉りて者くこの判ひたし

廿二辰辰用之何の夜中よふらこの判ひて

一何一廿二

一廿二辰辰用之何の夜中よふらこの判ひて

廿二

一浩丈停止トナ

一竹子子子子子子

右旅あかると勿の事出度料者必乃が件

天保十二年六月十二日 判

十日三午の事六月二日之り

為の城より家中諸士の礼ひり

ハ入國一のり一時は得多の宗信

かりし産定分言のめり一時は得多の宗信

今も皆其の事存存如水上長女あけりて諸臣

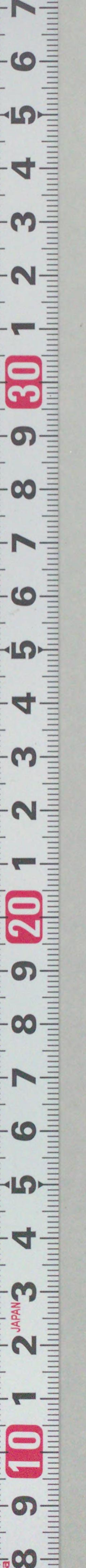

1001
4

石城志一終



石城志一終





国立国会図書館 石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用